

医療機関の具体的対応方針の協議について

令和6年(2024年)2月 熊本県宇城保健所

- 今般、令和4年3月24日付け厚生労働省医政局長通知において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が認識されたことや、医師の時間外労働の上限規制を遵守しながら、同時に地域の医療提供体制の維持・確保を行うためには、地域全体での質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組みを進めることが重要であることに追加的に留意し、2022年度(令和4年度)及び2023年度(令和5年度)において具体的対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされた。
- これまで公立・公的・民間医療機関においては、2025年を見据え、構想区域において担うべき医療機関としての役割や、医療機能ごとの病床数を含んだ具体的対応方針を検討いただき、それぞれの地域調整会議で協議・合意いただいていたところ。



令和4年度の具体的な取組み

- 本県では、まず、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証（令和元年度）」の対象となった医療機関^{※1}の具体的対応方針の検証を引き続き進め、地域調整会議で協議する。

※1：協議未了の熊本市立植木病院、宇城市民病院、国立病院機構熊本南病院、小国公立病院

※ R5.2.28廃止

- 上記以外の公立・公的医療機関、民間病院及び有床診療所については、追加的に示された留意事項を踏まえ具体的対応方針の検証（公立病院は「公立病院経営強化プラン」の策定）に着手する。検証後、平成30年度以降実施してきた協議の進め方^{※2}に沿って、地域調整会議において決定する協議方法・協議順序に基づき、令和5年度にかけて順次協議を行う。

※2：「政策医療を担う中心的な医療機関等」は統一様式により、その他の民間病院及び有床診療所については、地域調整会議で決定する方法（病床機能報告結果を一覧にした資料により一括して協議する等）により協議する。（P19,20参照）

○ 従前の「統一様式」及び一覧等に、**新たな留意事項**を追加で記載したうえで、再検証する。

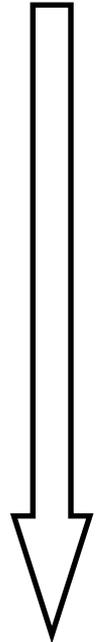
区分	政策医療を担う中心的な医療機関等	その他の病院及び有床診療所
協議方法	個別説明（「統一様式」）	地域調整会議で決定する方法 ⇒ <u>一覧を用いて一括して協議</u>
時期	令和4～5年度	令和5年度
項目	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療機関や構想区域の現状と課題 ➤ 地域において今後担うべき役割 ➤ <u>新興感染症への対応</u> ➤ <u>医師の働き方改革を踏まえた医療従事者の確保対策</u> ➤ 病床機能ごとの推移(現状、2025年) ➤ 診療科の推移 ➤ 病床稼働率や紹介率・逆紹介率(数値目標) 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域において今後担うべき役割 ➤ <u>新興感染症への対応</u> ➤ <u>医師の働き方改革を踏まえた医療従事者の確保対策</u> ➤ 病床機能ごとの推移(現状、2025年※) ＝病床機能報告を活用 ※ 病床機能報告では任意であるため、必要に応じて聞き取り等 ➤ その他地域調整会議が必要と認める項目

宇城地域医療構想調整会議の協議順序

令和4年度

令和5年度

地域調整会議	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	8/12 第9回 会議							3/3 第10回 会議 ①	8/8 第11回 会議					11/14 第12回 会議 ②		2/27 第13回 会議 ③				



- ①再検証要請対象医療機関
熊本南病院
※第10回会議で合意
- ②公的医療機関等及び
公立病院 (①を除く)
宇城総合病院、済生会みすみ病院
※第12回会議で合意
- ③その他の病院及び有床診療所

○ 政策医療を担う中心的な医療機関等 (①~②) について統一様式を用いて協議。
○ その後、その他の病院及び有床診療所 (③) について、病床機能報告等を活用した一覧を用いて一括して協議。